

▶地区コミュニティ協議会
にゆめランド市



▶次世代エネルギーフェア
での水素自動車展示

▶サッカー解説者
松木安太郎氏の講演



2月25日(土)・26日(日)、サンアリーナせんだいで生涯学習フェスティバル&次世代エネルギーフェアが開催され、市内各種団体による舞台発表や作品展示、水素自動車の展示などが行われました。26日(日)には、サッカー解説者の松木安太郎氏による記念講演や、地区コミュニティ協議会などによる地元特産品の販売、コミュニティ食堂などで、会場は終日にぎわいました。



2月25日(土)、樋脇町の新葉学園で毎年恒例の新葉ふれあいウォーキング大会を開催しました。これは地域の皆さんと施設利用者の交流を目的に、地域のイベントとして定着しているもので、約400人が参加しました。園内に設けられたサービスコーナーでは、ボランティアなどによる手作りパンや豚汁、おにぎりなどが振る舞われ、参加者は充実した時間を過ごしました。
【写真・記事提供】=障害者支援施設 新葉学園

学びはつながり次世代へ 〜誰もが輝く社会を目指して〜



平成29年3月10日撮影



2月12日(日)、少年自然の家で「てらやまんちフェスタ」を開催しました。雪が散らつく中、参加者はペットボトルロケット、チャレンジゲーム、竹串クッキングなど盛りだくさんの体験活動を楽しみました。多くの笑顔があふれる心温まる1日となりました。



2月26日(日)、「入来ふもとのひなまつり」が入来町の旧増田家住宅で行われました。神事的な芸能「疱瘡踊り」を始め、「かえんそや」の実演などがあり、多くの見物客でにぎわいました。「かえんそや(交換しましょう)」は、入来町のまち自治会周辺で江戸末期の頃から続いている伝統的なひな祭り行事です。

寒さにも負けず！ てらやまんちフェスタ

入来 春を呼ぶ 入来ふもとのひなまつり

市内各地から

東風に誘われ 香り立つ臥龍梅
(東郷町藤川)

まちの話題

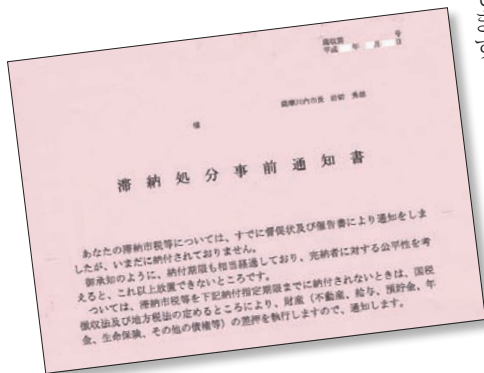
ストップ！滞納

【問合せ】本庁収納課 ④(23)5111
(内線2422・2462)

市民の皆さんが納めている税金は、よりよいまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまつと、公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼします。

滞納処分とは、納期限内に税金を納付した方としなかつた方との負担の公平性を保つため、滞納者が自主的に納付しない場合に、滞納者の財産から強制的に徴収するための法的手段です。市では税法に従い、厳格な滞納整理を行います。滞納処分を受けると、経済的な不利益や社会的信用を失うことにもなりかねません。必ず、納期内の納付をお願いします。

滞納処分を受けると、経済的な不利益や社会的信用を失うことにもなりかねません。必ず、納期内の納付をお願いします。



▼延滞金が増加されます
納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が増加されます。延滞金は、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて計算します。

延滞金の率は毎年変動し、平成29年の延滞金の利率は、9・0% (納期限後1カ月は2・7%)の割合です。

STOP 税金を納めずにいると

▼公売などの強制換価処分を受けます
公売などの強制換価処分は、大切な市税を確保するために、やむを得ず行う最終的な処分です。

【差し押さえの状況】		(単位：件)	
財産の種類	26年度	27年度	
不動産	27	63	
動産(搜索)	1	6	
預貯金	108	77	
給与	25	30	
年金	10	5	
所得税還付金	3	0	
生命保険	31	26	
出資金	5	5	
合計	210	212	

《滞納処分の流れ》

●督促状の発送

納期限を過ぎてても完納されない場合は、督促状を送付します。

●催告

それでも納税がない場合、電話・文書などで催告を行います。

●財産調査

金融機関や勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。これらの調査は、国税徴収法・地方税法に基づき実施され、個人情報保護法の適用は受けません。また自宅や事務所を搜索する場合もあります。

●搜索・財産差し押さえ

督促状の発送から10日を経過しても完納されない場合、財産差し押さえの対象になります。

●公売・換価

差し押さえた不動産などの公売や、預貯金・給与の取り立てを行い、換価した上で滞納税に充てます。

口座振替を利用ください

忙しくてなかなか納付に行けない方などには、便利な口座振替をお勧めしています。

滞納Q&A

Q…税金を滞納したまま、亡くなったらどうなりますか？

A…滞納者が死亡した場合、借金などと同様に、民法に従って、配偶者や子などの相続人へ引き継がれます。そのまま放置しておくと、相続人の財産が差し押さえなどの滞納処分を受けることとなります。

相続しない場合は、相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、家庭裁判所で相続放棄の手続きを取る必要があります。預貯金や不動産などのプラスの財産だけを相続することはできませんので、注意してください。

Q…滞納額が少額なら差し押さえはされませんか？

A…滞納額の大小は関係ありません。少額であっても、財産があれば差し押さえを行います。

STOP まずは連絡ください

納期限内での納付が困難(失業、事業廃止など)で特別な事情がある場合は、放置せずに収納課へ相談ください(強制換価処分・納税の猶予が受けられる場合があります)。

「まちの話題」は、市民の皆さんから情報提供をいただき、身近な話題を掲載しています。ぜひ、投稿ください。